

○市の防災部局は、被災地における安否不明者の搜索にあたり、活動範囲の分担や搜索済/未済を管理するため、**住民基本台帳情報から、災害発生時に被災地に所在していたと想定される被災者の名簿（氏名、住所、性別、年齢が記載）を作成した。**

○市の防災部局は、搜索及び救助活動を行う**自衛隊、警察、消防、消防団の4つの組織に対して、効率的な活動に資するよう、当該名簿を提供した。**

情報を取り扱う主体	取り扱う情報	利用目的
市の住基台帳担当課	住民基本台帳  住民基本台帳法第7条で定められた項目 (氏名、生年月日、性別、住所等)	
市（防災部局等）	被災地に所在していたと想定される被災者の名簿 論点① 個人情報保護法上の解釈  (氏名、生年月日、住所、性別) 利用	市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする
自衛隊・警察 消防・消防団	被災地に所在していたと想定される被災者の名簿 論点② 情報提供先への措置要求  (氏名、生年月日、住所、性別) 提供 ※安否確認・救助活動に必要最低限度の情報	- 被災地域住民の安否確認・救助活動 - 安否情報問合せに対する回答



個人情報保護法及び関係法令条文

- 個人情報保護法**第69条第1項**において法令に基づく場合を除く個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止について、同条**第2項**において利用目的外の利用及び提供について、それぞれ規定されている。
- また、利用目的外の利用及び提供について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下、ガイドラインという）において、「相当の理由があるとき」「特別の理由があるとき」についての趣旨が記載されている。



本事例における解釈案

- 市の住民基本台帳担当課から提供された住民基本台帳情報については、住民基本台帳法第1条に基づき、市の防災部局において、その利用目的内で利用される。
- 市の防災部局が当該名簿を外部提供する場合においては、住民基本台帳情報の利用目的外の利用として整理することが可能な場合があるのではないかと考える。
- 自衛隊は行政機関、警察・消防は地方公共団体の機関に該当し、提供に当たっては、**個人情報保護法第69条第2項第3号の適用可否**を考える必要がある。当該団体への個人情報の提供については、被災地域住民の安否確認、救助活動の実施にあたって必要であり「相当な理由があるとき」に該当するのではないかと考える。



個人情報保護法及び関係法令条文

- 個人情報保護法**第69条第1項**において法令に基づく場合を除く**個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止**について、同条**第2項において利用目的外の利用及び提供**について、それぞれ規定されている。
- また、利用目的外の利用及び提供について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下、ガイドラインという）において、「相当の理由があるとき」「特別の理由があるとき」についての趣旨が記載されている。



本事例における解釈案

- 消防団は地方公共団体の機関に該当しないことから、個人情報保護法第69条第2項第3号ではなく、第4号の適用可否を考える必要がある。ガイドラインに照らし、**下記の理由から、「特別な理由があるとき」に該当するのではないか。**
 - ①消防団については、消防組織法第9条および第18条第3項により、行政機関等である消防長と同程度の公益性があると言えること。
 - ②消防団が自ら、災害時において当該情報を取得することは著しく困難であること。
 - ③消防団の事務が安否確認・救助活動であり、緊急を要すること。
 - ④消防団は、当該情報を受けなければ、安否確認・救助活動等の災害対応業務を効率的に実施することが困難であり、それにより効率的に実施できた場合に救えた人命が救えなくなる可能性があること。
- 加えて、市の防災部局は、自衛隊、警察、消防、消防団以外の提供先について、災害規模に応じて躊躇なく提供の可否を検討し、**必要だと判断する場合は、当該情報を提供することが望ましいのではないか。**

※消防団に係る解釈案については、事前協議が不十分であったこと及び委員からの御意見を踏まえ、事後的に再度検討を行った。



(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



- **「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。**
- **「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。**



消防組織法

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、**消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。**



(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



個人情報保護法の関係条文

- 個人情報保護法第70条に、「保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求」が規定されている。
- また、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」において、「必要な制限」「必要な措置」についての趣旨が記載されている。



本事例における内閣府の解釈（案）

- 市の防災部局は提供先（自衛隊、警察、消防、消防団）に対して、被災地域住民の安否確認・救助活動等、当該利用目的以外に利用しないよう注意喚起をすることが望ましいのではないか。
- また、可能な限り、平時から災害対応で共有されうる個人情報の取り扱いについて、その管理方法・保存期間を揃える等について取り決めておくことが望ましいのではないか。



(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条

行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

5-5-3 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

（略）「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。